重度知的障害児A児へ本人主体の合理的配慮を提供するための研究

―実態把握資料を作成・活用した意思の推察及び意思決定支援を基盤にして―

○鈴木紀理子　阿部崇　小曾根和子　柘植雅義
（千葉県立八千代特別支援学校）（筑波大学附属大塚特別支援学校）（筑波大学附属久里浜特別支援学校）（筑波大学人間系）

KEY WORDS：本人主体　重度知的障害児　意思の推察　意思決定支援　合理的配慮

Ⅰ　目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針において，合理的配慮の提供は本人からの意思の表明に基づくとしており，障害者の権利に関する条約には，「障害のある児童が（中略）自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための（中略）支援を提供される権利を有する」という記述がある。以上のことから，重度知的障害児への意思の表明に対する支援は，いかに本人の意思を解釈・補充しながらその表明を補助するかに及ぶべきであると考えられる。そこで本研究では，自立活動とICFの視点に基づく実態把握資料を作成・活用した意思の推察及び意思決定支援を基に合理的配慮の提供・評価・見直しを行い，そのプロセスを検証した上で，重度知的障害児へ本人主体の合理的配慮を提供するための支援の在り方やプロセスを明らかにし，提案することを目的とする。

Ⅱ　方法

1　自立活動とICFの視点に基づく実態把握資料（以下実態把握資料）の作成

先行研究等で示されているチェックリスト，また発達理論や諸検査についての文献を参考にして項目を考える。

2　意思の表明を補助する仕組みを起点とした合理的配慮提供のプロセス（以下合理的配慮提供のプロセス）の作成

千葉県教育委員会が提示している「各学校における合理的配慮提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）」を参考に作成する。

3　事例研究

（1）対象：X特別支援学校事例児童1名（以下A児）（2）内容：①実態把握資料と合理的配慮提供のプロセスを活用した本人・保護者との面談に基づく意思決定支援②合理的配慮の提供及び指導支援③評価と見直しを行う。（3）研究倫理：依頼文書を手渡すとともに研究内容の口頭説明を行い，保護者から同意を得た上で，研究を実施した。

Ⅲ　結果

1　自立活動とICFの視点に基づく実態把握資料（以下実態把握資料）の作成

実態把握資料として，①「本人と保護者の願いシート」②「困難を把握するためのシート」③「本人の意思から必要な合理的配慮を考えるシート」を作成した。

2　意思の表明を補助する仕組みを起点とした合理的配慮提供のプロセス（以下合理的配慮提供のプロセス）の作成

前述の実態把握資料を活用した意思の表明を補助する仕組みを取り入れたプロセスを作成した。

3　事例研究

（1）実態把握資料と合理的配慮提供のプロセスを活用した本人・保護者との面談に基づく意思決定支援

年度当初に保護者からの合理的配慮に係る申出があり，合理的配慮の提供を実施し始めていたが，7月の面談にて今までの合理的配慮の評価・見直しの意味と改めて意思の表明を補助する意味を含めて実施した。教師による意思の推察と保護者による意思の推察を統合し，「本人の意思から必要な合理的配慮を考えるシート」でその他の情報を整理し考慮しながら必要な合理的配慮を導き出していった。担任間での協議を行う際には，「本人の意思から必要な合理的配慮を考えるシート」を見ながら互いに意見を出し合い，本人の実態や意思，必要な合理的配慮を確認した。面談では，「本人の意思から必要な合理的配慮を考えるシート」を保護者に提示して，事前に聞き取った願いや申出からどのようなニーズを引き出し，意思を推察して新たな合理的配慮の提案に至ったのかを説明すると同時に，家庭からの主訴や要望を十分に聞き取ることを念頭に置きながら話を進め，合意形成に至った。A児についての主な様子と，実際に行った意思の推察及び意思決定支援の概要については，Table1に示したとおりである。

Table 1　A児の主な様子と意思の推察及び意思決定支援の概要

手帳判定などの実態	X特別支援学校　事例A児（申出あり） 療育手帳A（2）　自閉症 大枠ステージ評価（Stage　Ⅱ）
年度当初の申出	「パニックになったときには，安全の確保や気持ちを落ち着かせるために，別室への移動をしてほしい。」 「不安定なときには無理はせず，可能な限り本人の意思を尊重してほしい。」
「困難を把握するためのシート」から把握した困難とその要因	「スケジュール等の変更への対応が難しい」 「自分の意図と他者の意図の相違に対する調整力の不足 「身近な家族や教師の働きかけによって待つことが難しい」 「一見通しの持ちにくさ，他者からの伝達意図及び意思伝達のつまずき
推察した本人の意思 ※「必要な合理的配慮を考えるシート」より抜粋	「言葉だけでなく，絵や写真を見るとわかるから，絵や写真を示してほしい。」 「次に何をするか，終わりはいつなのかを事前に伝えてもらえるとわかるから，個別にスケジュール表を作って伝えてほしい。」 「いつ自分の順番になるか分からないと不安だから，順番や内容を視覚的に示してほしい。」
担任間での協議内容	保護者が代弁した本人の願い「パニックのときに，気持ちを伝えたい」一不安定なときに気持ちを伝えることは，情動調整が難しい本児にとっては困難。不安を軽減させることに焦点をあてる。
面談における確認事項	予定や内容，順番とそれらの変更をわかりやすく伝えることに併せて，「待つこと」そのものに対する支援をしていく。
合意形成を経た新たな合理的配慮	①活動の内容や手順を視覚的に示す。 ②待つことが分かるように，実物や視覚的な手がかりで伝える。

（2）合理的配慮の提供及び指導支援

Table1の「合意形成を経た新たな合理的配慮」のうち，始めに「活動内容や手順を視覚的に示す」について提供を実施した。その際，自立活動の個別学習においてカードの意味理解の実態を把握するとともに，スケジュールや手順を示すカードの使い方を指導した。次に，授業場面や日常生活場面など学校生活全般を通して指導支援を行った。結果，1日を通して不安定になった回数及び時間数も減少した。よって，提供した合理的配慮及び自立活動の指導支援は，A児の不安定さを軽減し，学びやすく生活しやすい学校生活を保障するための一助となったことが分かった。

（3）評価と見直し

A児の変容の評価に加えて，担任及び保護者への聞き取りを，Table2の評価項目に沿って行い，合理的配慮の適切性の評価を行った。保護者による評価において，「1　本人・保護者による評価の観点『③（中略）適宜見直しや変更が可能なことを伝えていたか』」については，十分でなかったという評価であったが，それ以外の項目については「はい」という回答であったことから，提供した合理的配慮は適切であったと評価し，提供の継続に至った。

Ⅳ　考察

本研究の成果：（1）意思の推察及び意思決定支援をおこなったことで，本人主体の合理的配慮が提供できた。（2）作成した実態把握資料の有用性が確認できた。（3）重度知的障害児へ本人主体の合理的配慮を提供するための支援の在り方や合理的配慮提供のプロセスを提案することができた。これらの成果を踏まえ，重度知的障害児へ本人主体の合理的配慮を提供するために重要な事柄のうち，主な事柄は以下の三つである。（1）可能な限り本人の意思を推察・尊重し，表明を補助した上で合理的配慮を提供すること。（2）必要な合理的配慮を考えるための共通の根拠を持つこと。（3）共通の根拠を基に，教師間での協議や本人・保護者との面談における意思決定支援を行うこと。**今後の課題：**（1）より多くの事例での検証を基に，意思決定支援の内容や合理的配慮提供のプロセスの再検討を重ねること。（2）個別の教育支援計画・個別の指導計画やその作成のプロセスとの連動を図ること。

＜文献＞

①外務省（2016）障害者の権利に関する条約．外務省ホームページ
②西村修一（2014）合理的配慮とICFの活用ーインクルーシブ教育実現への射程．クリエイツかもがわ

※本研究は，平成28年度筑波大学特別支援教育研究センター現職教員研修の成果の一部をまとめたものである。

（SUZUKI Kiriko，ABE Takashi，KOZONE Kazuko，TSUGE Masayoshi）